

町外にお住まいの方へ

栗山町に中古住宅を取得し移住される 若者・子育て世帯を支援します！

最高30万円まで住宅リフォーム助成

平成27年4月 事業開始

■栗山町若者移住促進事業(中古住宅リフォーム助成事業)の概要■

事業概要

町外に居住する40歳未満の方、もしくは中学生以下の子と同居されている方が、栗山町内で中古住宅を取得し、移住される場合に住宅リフォームに係る費用の一部を助成します。

助成対象者

- ①栗山町外に居住されている方が、栗山町内に移住目的で中古住宅を取得し、その住宅をリフォームして平成27年4月1日から平成31年3月31日までに住民登録をされた方。
- ②住民登録をされた日(転入日)において、住宅を取得しリフォームされた方の年齢が40歳未満、もしくは申請時において中学生以下の子と同居されている方。
- ③リフォームした住宅に5年以上居住する見込みの方。(5年未満で当該住宅に居住しなくなった場合などは返還となる場合があります)
- ④住民登録をされた日(転入日)前3年間において、栗山町に居住されていない方。
- ⑤リフォームした住宅に居住される方全員が税金等の滞納がない方。

助成対象住宅

①栗山町内に所在する自己の居住する家屋で、居住用床面積が50平方メートル以上の建物。
店舗や事務所等がある併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用で、かつ50平方メートル以上の面積がある建物。

助成対象工事

- ①取得した中古住宅の増築・改築・修繕・模様替えに係る工事や建築設備に係る工事。
- ②工事費用(税抜き)が50万円以上の工事。
- ③町内事業者で建設業の許可を受けている事業者が実施した工事。
- ④交付申請年度と同一年度内に完了する工事。
転入後にリフォーム工事を実施する場合は、転入日から1年以内に完了する工事。

助成額

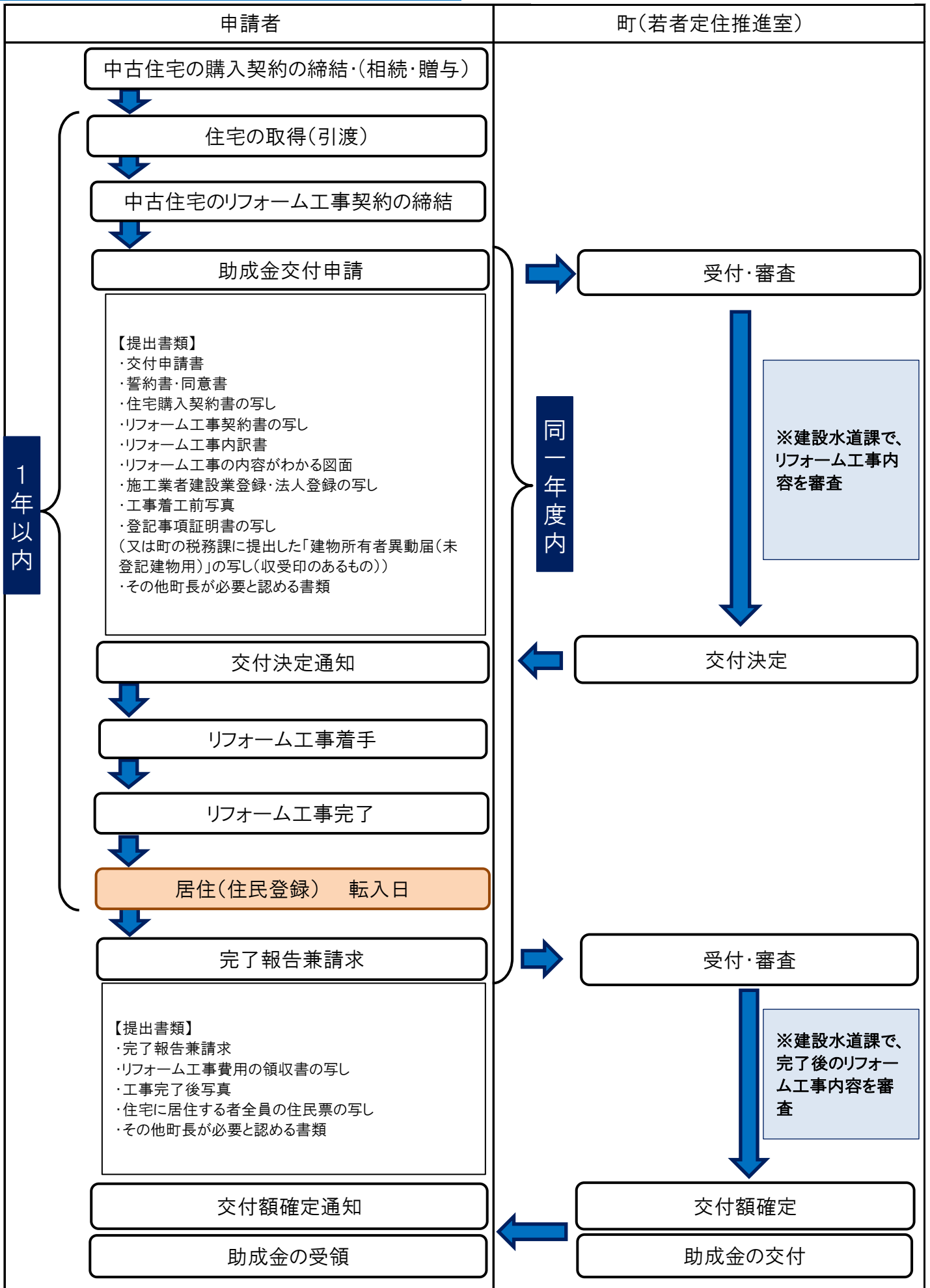
リフォーム工事費用(税抜き)の30%以内で上限が30万円

※なお、中古住宅の取得において、栗山町移住促進事業(中古住宅取得費用助成事業)の要件に該当する場合は、当該助成も申請により受けられます。(ただし、住宅取得助成のリフォーム加算は受けられません)

※また、他の補助事業等に該当する場合で、補助金等の交付を受けたときは、当該対象工事費を除外して、助成金の計算を行います。

申請から交付までの流れ パターン1

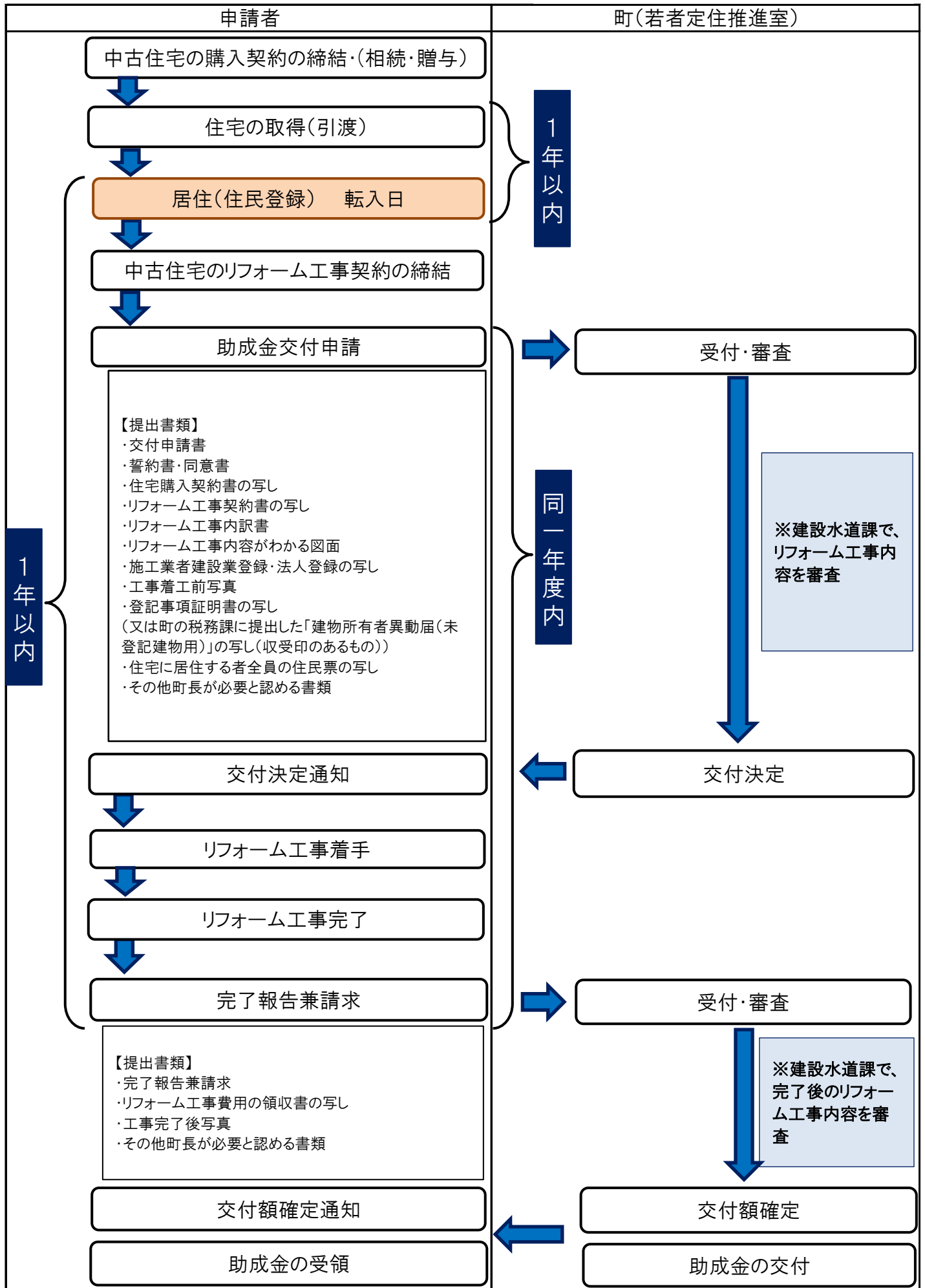
※交付申請から実績報告は同一年度で行う必要があります。



1
年
以
内

申請から交付までの流れ パターン2

※交付申請から実績報告は同一年度で行う必要があります。



1年以内